

(現状の課題)

状態が不安定な事例、又は状態が安定していても訪問介護サービスを多数配置している事例、独居、高齢者世帯等は、頻回にケアプランの変更が発生するなど、介護支援専門員は調整業務に忙殺される現状である。このため、介護支援専門員一人当たりの担当者数は、30名程度が妥当ではないかと考える。

なお、介護報酬の設定の際には、30名程度でも採算がとれることを考慮していただきたい。

3. 実際に発生した支援活動についての評価

実際に発生した支援活動については評価し、介護報酬として算定して頂きたい。

(現状の課題)

介護支援専門員の介護報酬算定は、現状は給付管理の発生時に行われることとなっているが、実際にはケアプラン作成を行っても、入院されれば算定されない、またはサービスを利用しない場合でも、居宅サービス計画作成依頼を行っている場合には相談事例が多い。被保険者にとっては、自分の担当介護支援専門員としての認識からであろう。具体的には、サービスを利用しなくとも相談援助業務や入所施設への連絡調整業務、モニタリングなどが発生している。

このため、実際に発生した支援活動についてはその手間を評価し、介護報酬として算定して頂きたい。

4. 独居または高齢者世帯への支援の評価

独居または高齢者世帯への支援についての加算等評価をしていただきたい。

(現状の課題)

現在の居宅介護支援の現状を見ると、独居または高齢者世帯への支援活動は、親族が同居している世帯に比して、明らかにその支援の内容が異なり、生活全般に亘る支援を行わざるを得ず、通常の支援活動とは異なる状況が発生している。

5. その他関連事項

要介護認定については、世帯構成を考慮した認定システムとしていただきたい。

(現状の課題)

独居高齢者あるいは、高齢者世帯の場合、介護サービスを多く配置する必要が生じ、現状の支給限度基準額では限度額を大幅に超える場合もあり、支援に困難を來す場合が多い。居宅介護支援を行う上で支障が生じている現状にある。介護保険制度は在宅を基本と標榜しているながらも、世帯構成によって在宅困難となることは制度上の問題と考える。よって、独居加算を行うなど、世帯構成を考慮した認定システムとしていただきたい。

【介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）】

○団体の名称

企業組合・労協センター事業団

○団体の代表者の氏名

代表理事 岩城雄作

○団体の概要（目的、組織構成、事業又は活動の内容）

【目的】

私たち、「働く人びと・市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合」として、農協や生協とともに ICA（国際協同組合同盟）、JJC（日本協同組合連絡協議会）に加盟する団体である。

「新しい福祉社会の創造」をテーマに、ヘルパー講座を全国各地で開催し、市民の主体的な力で全国 40 カ所に「地域福祉事業所」を開設。介護保険の訪問介護や通所介護、居宅介護支援などの福祉事業を中心に、給食事業や子育て支援など、地域の福祉ニーズに応えるための事業・活動を展開している。1987 年に結成。

【組織構成】

全国に 130 カ所（内福祉関連 40 カ所）の事業所を有し、総代会—理事会—常任理事会による意思決定と運営を行っている。

【事業活動内容】

失業者の働く場の確保から始まり、地域に必要とされる仕事、生命や生活に直結する仕事を「生活総合産業」と総称し、「ワーカーズコープ方式」による仕事作りから運営を行っており、行政・他の協同組合等からの委託事業も行っている。主な事業種目は以下の通り。2001 年度事業高約 83 億 6,000 万円。

- ・ビルメン関連事業
- ・公園緑化関連事業
- ・物流関連事業・福祉関連事業
- ・食農関連事業
- ・その他（リサイクル、販売売店等）

福祉関連事業は、2001 年度約 8 億円の見通し。

○意見内容

①訪問介護における家事援助の位置づけと、報酬体系・単価について

- ・家事援助は高齢者の生活の自立を促進する上で、ケアにおける本質的な役割を持っており、単なる家事とは区別して位置づけるべきである。また、現行類型を運用する中でも、とりわけ独居の場合、身体介護を要する要介護者の支援において、家事援助は必須であり、生活の質向上（QOL）に不可欠のケア行為、まさに自立支援型家事援助であると考える。家事援助を介護保険の中からはずすという方向も示されているようであるが、全てのケアワーカーの一一致した意見として、反対したい。
- ・したがって、家事援助についての評価（位置づけ）を見直し、身体介護同様の取扱いすべきであると考える。
- ・現行報酬体系の 3 類型については、1 本化し単価を複合の水準以上に統一するか、若しくは 2 分類（身体介護／家事援助）とし、単価格差を圧縮（家事援助の単価の大幅アップ）した報酬改定にすべきと考える。

- ・ ただし、明らかに家事援助ではなく、単なる家事としか呼べない事例もある。ケアマネジメントとの整合性や家事援助の範囲の確定、不適正事例の見直し（特に日常生活の援助部分）を生活実態や地域の実情を踏まえて行うべきだと考える。

②訪問介護のサービス提供責任者の業務内容と報酬上の位置づけについて

- ・ 現行のサービス提供責任者は、定められている業務（訪問介護計画の作成・説明・実施状況の把握・変更）以外に、ケアマネージャーとの連絡・調整や、ケアワーカーの配置や連絡・相談など、コーディネート業務全般に及んでいるのが実態である。本来サービス提供についての責任とは、こうしたサービス提供体制やサービスの周辺の雑多な業務を抜きには果たしえない。こうしたコーディネート業務の担い手としてサービス提供責任者を位置づけ直し、その業務内容を詳細に定めるべきだと考える。
- ・ また、上記のようなサービス提供責任者の位置づけを高めることは、現行報酬単価に含まれているという人件費及び活動費について、改めて試算し、増加する費用について単価に上乗せするか、若しくは報酬単価から抜き出し、サービス提供時間等によって「コーディネーター費（サービス提供責任費）」を設定すべきと考える。

③居宅介護支援事業の位置づけと、報酬体系・単価について

- ・ 介護保険制度の要としての居宅介護支援は、制度の運用全体を左右する部分であり、抜本的な見直しが必要と考える。抜本的とは、ケアマネジメントの範囲と内容、ケアマネージャーが賄う量的（現行50件以下）吟味、それに見合う報酬単価と体系のあり方、そして居宅介護支援事業所の位置づけの明確化である。
- ・ ケアマネージャーが担当する利用者数は、ケアマネジメントの範囲と内容がどう定まるかにもよるが、概ね30名前後だと考える。
- ・ また、報酬単価については、要介護度による3類型は一本化し、基本単価を1万円以上プラス、業務実施別に加算する（たとえば老健入所のための諸手続に対して〇〇円など）方式を採用し、ケアマネジメントの質的向上と連動した体系に整備すべきだと考える。
- ・ ケアマネージャーの研修等の質向上に向けた環境整備や場の設定を、保険者の責任で行うことを義務化すべきだと考える。
- ・ 基本的には、居宅介護支援事業者はサービス提供事業者からは独立し、公平・公正な位置づけにすべきだと考える。そのためには、上記の報酬面での整備のほか、介護保険制度だけでなく、総体的な高齢者福祉等の中で位置づけを示す必要があると考える。そのうえで、独立した事業経営を積極化し、且つ様々な保有資格（医療・福祉・リハビリ等）者が互いに専門性を補完し合いチーム化する事業所や、ソーシャルな意味でのケアマネジメントの底上げに、行政自身が環境整備すべきだと考える。

④サービス評価と介護の質向上を誘導するシステムについて

- ・ 保険者及び第3者による、サービス評価について制度化し、質向上に向けてのインセンティブを報酬面に反映させる仕組みを導入すべきだと考える。具体的には、要介護度改善時の報酬上の加算や、施設から在宅への移行時における加算等、公平で公正な評価システムに基づき、要介護者が元気になって地域に戻れる社会を、制度自身が後押しすべきである。
- ・ サービスの評価や制度の運用・改善にあたって、市民自身が主体的に参加するシステムと、これを財政的にも支援する方策を、介護保険制度内外で検討すべきだと考える。

介護報酬に関する事業主団体ヒヤリング申請書

「介護報酬に関する意見（事業主団体ヒヤリング）」

○ 団体の名称

社団法人岐阜県柔道整復師会

○ 団体の代表者の氏名

会長 尾藤 英邦 (介護責任者 杉江 拓郎)

○ 団体の概要

1 目的

本会は、柔道整復術の進歩発展とその医学研究をなし、公衆の福祉に寄与し、併せて柔道整復師の資質の向上に資することを目的とする。

2 組織構成

会員は岐阜県内で開業する柔道整復師が301名加入。

役員は会長1名、副会長2名、常任理事1名、理事13名（会長・副会長・常任理事を含む）、監事2名。

○ 活動の内容

「公的介護保険等、保健、医療、福祉ビジョンの推進に参加協力する。」を事業計画に掲げ、以下の活動を行っている。

①居宅介護支援事業の推進

当社団会員に対し、介護支援専門員の資格取得啓蒙と、指定居宅介護支援事業所開設支援、事業援助を行う。

②機能訓練指導員活動の推進

当社団会員が行う、介護老人福祉施設等での機能訓練指導活動の支援を行う。

○意見内容

居宅サービスの内、訪問リハビリの一部（訪問機能訓練（仮称））を柔道整復師が行う事を認めて頂きたい。

現在、当社団では、岐阜県下10介護施設に於いて、約40名の会員が、有料にて機能訓練指導員として活動している。今回以下の理由にて、柔道整復師が訪問リハビリ（訪問機能訓練（仮称））に参加出来ますよう、要望する。

① 昨年、3施設、221名を対象に機能訓練指導に対してアンケート調査をしたところ、「良い」が76%、「自宅でも行いたい」が50%と高い評価を得、

柔道整復師は、介護保険法下でのリハビリ（機能訓練指導）に充分対応出来得ると考える。

② 平成12年度岐阜県下の全居宅サービスの内、訪問リハビリの利用率は1.5%前後と低利用率である。これは

イ、マンパワーの不足

ロ、利用者への広報不足

ハ、他者を自宅へ招き入れる事への難色

が考えられる。柔道整復師は、地元で開業し、比較的知名度も高い事より、上記の問題に対し適当な人材であると考える。

③施設での機能訓練によりADLの向上がみられる利用者が、居宅ではまったく変化がないケースが多くある。これは、施設とは違い、種々の福祉用具の設置、完備、バリアフリーの徹底等成されていない、要介護者各々の住宅事情を考慮した機能訓練を行う事が出来ない為と考える。

介護保険の本旨は居宅支援にあるが、現状として施設介護が主流となっている。こうした状況下、訪問リハビリの利用率の向上により、要介護者各々の住宅事情に応じた身の有る機能訓練活動を展開し、要介護者のADLの維持、向上を目的に、柔道整復師が訪問リハビリの一部（訪問機能訓練（仮称））を行う事を認めて頂くよう要望する。